

## 高体連マーク等の使用手続き分類表

### 1 使用承認申請が必要なマーク等

#### (1) 高体連マーク

全国高等学校体育連盟が定めたもの。

#### (2) 大会名称

ア 「令和9年度全国高等学校総合体育大会」

イ 「令和9年度全国高校総体」及び「令和9年度インターハイ」等のアの略称

#### (3) 大会愛称

令和9年度全国高等学校総合体育大会開催都県が定めたもの。

#### (4) スローガン

開催都県が定めたもの。

#### (5) シンボルマーク

開催都県が定めたもの。

### 2 使用基準（千葉県）

使用目的及び使用機関・団体等	使用承認申請手続き
1 次に掲げる機関及び団体が、大会及び体育・スポーツに関する広報及び報道の目的に使用する場合 (1) 千葉県高等学校体育連盟 (2) 高校生活動専門委員会（仮称） (3) (公財) 千葉県スポーツ協会 (4) 千葉県関係競技団体 (5) 地方公共団体 (6) 報道機関 (7) その他、公的機関に準ずる機関で令和9年度全国高等学校総合体育大会千葉県実行(準備)委員会会長（以下「会長」という。）が認めるもの 2 1の機関及び団体等が、無償で交付する記念品類及び資料に使用する場合 3 1の機関及び団体等が、大会及び体育・スポーツへの理解及び普及を図るために使用する場合	不 要
4 1の機関及び団体に該当しない者	必 要
5 販売に供される物品等に使用する場合 6 商業宣伝のための広告類等に使用する場合	必 要
	別途全国高体連に申請書（全国高等学校体育連盟 HP からダウンロード）を提出し、その承認が必要